

○朝霞市市民体育振興奨励補助金交付要綱

昭和54年4月1日要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝霞市市民体育振興奨励補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市は、市民の体育及びスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、県大会以上の大会（以下「大会」という。）に出場する者に対し、その経費の一部を予算の範囲内において補助金を交付し、もって市民の連帯感を強化し、市民体育の振興に寄与することを目的とする。

(補助対象の範囲)

第3条 補助金の対象となる大会（以下「補助対象大会」という。）は、会場地が朝霞市以外の大会で補助金申請日の属する年度内に行われた大会とする。ただし、補助対象大会の主催者又は主催団体、会場となる都道府県、大会区分の全てが同一の場合における補助金の交付申請については、1の年度につき1回を限度とする。

2 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象大会当日に市内在住者で、当該補助対象大会の主催者又は主催団体が大会出場に際して必要と定める予選又は選考を経て大会に出場する者とし、次の各号のいずれかに該当する者であること。ただし、中学生・高校生及び大学生については、大会区分が関東大会等以上の大会を対象とする。

- (1) 補助対象大会へ参加登録された選手、監督、コーチ、マネージャー等。ただし、監督、コーチ、マネージャー等については各1名までとする。
- (2) その他特別の事情のある場合で、市長が適当であると認めた者

(補助金の基準額)

第4条 補助金の基準額は次の表に定める額とする。

大会区分	1人当たりの基準額
都道府県大会	1,000円
関東大会等地方大会	3,000円
全国大会及び開催地が国内の国際大会	5,000円
国際大会	8,000円

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「補助金申請者」という。）は、朝霞市市民体育振興奨励補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、高校生以下が補助金申請者となることはできない。この場合、補助金申請者は補助対象者の保護者又はそれに準ずる者でなければならない。

- (1) 補助対象大会の大会要項又は大会要項に準ずる書類の写し
- (2) 補助対象大会の出場申込書又は出場申込書に準ずる書類の写し
- (3) 予選又は選考となった大会の結果が記載された書類
- (4) 予選又は選考を経て補助対象大会に出場決定したことが記載された書類
- (5) 補助対象者が2名以上の場合、朝霞市市民体育振興奨励補助金交付対象者一覧表（様式第2号）
- (6) 補助対象大会の結果記録証又は結果記録証に準ずる書類の写し
- (7) 賞状又は賞状に準ずる書類の写し（補助対象大会において入賞した場合に限る。）

(8) 前各号に掲げるもののほか、補助対象大会の出場について参考となる書類

(補助金の交付可否決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定するものとする。

(交付可否決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の可否を決定したときは、その決定内容を補助金申請者に対し、朝霞市市民体育振興奨励補助金交付決定通知書(様式第3号)又は朝霞市市民体育振興奨励補助金不交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 補助金交付者が、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他この要綱に定める事項に該当しないとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

昭和56年4月1日一部改正
昭和58年4月1日一部改正
昭和63年4月1日一部改正
平成2年4月1日一部改正
平成6年4月1日一部改正
平成10年4月1日一部改正
平成11年4月1日一部改正
平成18年4月1日一部改正
平成26年4月1日一部改正

附 則(令和2年3月24日要綱第40号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式により用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和3年4月1日要綱第5号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。